

「労働安全衛生法第五十七条の三第一項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準第9条に基づき定める変異原性試験の実施について必要な事項」の制定（案）及び「微生物を用いる変異原性試験の具体的手法及び試験結果の評価方法」の一部改正（案）に係る意見募集について

平成 26 年 5 月 22 日  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 3 第 1 項の規定に基づく新規化学物質の有害性の調査は、同項の規定により、厚生労働大臣の定める基準に従って実施しなければならないこととされています。

今般、「労働安全衛生法第五十七条の三第一項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準」（昭和 63 年労働省告示第 77 号）第 9 条の規定に基づき定める変異原性試験の実施について必要な事項として、プレインキュベーション法又はプレート法と同等以上の知見を得ることができる試験としてガスばく露法が含まれること及びガスばく露法による変異原性試験の基準を示すとともに、微生物を用いる変異原性試験の具体的手法及び試験結果の評価方法を改正する予定です。

つきましては、別添の概要に関して下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

## 記

### 1 意見公募期間

平成 26 年 5 月 22 日（木）から平成 26 年 6 月 21 日（土）まで（必着）

### 2 資料の入手方法

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口 [e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

### 3 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「厚生労働大臣の定める基準第9条に基づき定める変異原性試験の実施について必要な事項の制定（案）等に係る意見」と明記してご提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

#### （1） 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の 意見提出フォームへ の ボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行

ってください。

(2) 郵送の場合

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課化学物質評価室あて

(3) FAXの場合

FAX番号：03-3502-1598  
厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課化学物質評価室あて

4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名・住所・所属等の連絡先を、法人の場合は法人名・所在地を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出していただいた御意見については、連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、御意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。  
なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。